

告 示

埼玉県告示第七十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和七年埼玉県告示第六百三十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県蕨市中央六丁目三番十の一部）

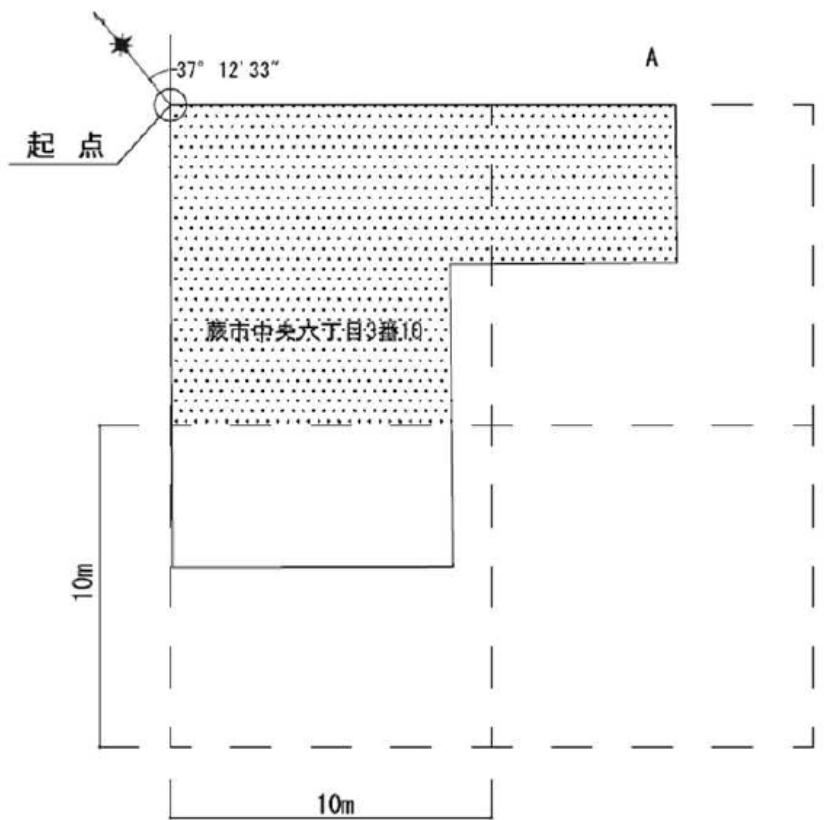
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類

クロロエチレン及びテトラクロロエチレン

三 講じられた実施措置

基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【起 点】

起点は、蕨市中央六丁目3番10の最北端とする。

【凡 例】

〔—〕 単位区画

—— 敷地境界

〔●●●〕 要措置区域を解除する区画

【格子の回転角度:37度12分33秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。